

認定番号	01P-121-04
認定種別	快適職場（プラチナ）

## 快適施策実施状況報告書

### 1) 作業所情報

会社名	三井住友建設株式会社東京建築支店
作業所名	(仮称)上野池之端プロジェクト新築工事
作業所所在地	東京都台東区池之端一丁目4番33号
工期(自)～(至)	自平成28年2月1日 至平成31年6月18日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	住宅
工事概要 (120字以内)	敷地面積:2,985.37㎡ 建築面積:1,033.03㎡ 分譲住宅361戸 延床面積:36,096.31㎡ 構造規模:地下1階(RC).地上36階(RC) 最高高さ123.20m 掘削深さ 13.21m 山留工SMW工法

#### ※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

#### ◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。  
※上記資料は [http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei\\_4.html](http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html) からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること  
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①設置されている機器類の写真、

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、  
をご記載ください



★作業員詰所はプレハブ構造の為、夏季は暑く、冬の寒さが厳しい。各詰所にエアコンを設置して、外気温等の影響の緩和に努めた。



★暑さ対策の一つとして、作業所内に日よけテント小屋と扇風機を設置し、気楽に休憩できる環境を整備した。なお、安全当番が、作業の進捗に合わせ移動した。

【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、  
を写真と文章等でご説明ください



★WBGT指数計器を取付け、作業員の方への分かりやすい説明の掲示を実施した。  
★冷水機、製氷機の設置及び塩タブの取り方の説明



★熱中対策の一環として、熱中対策室を設けて、早め早めの休憩を取るよう指導、教育を実施した。

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、  
④支給または購入費補助の実績、  
についてご記載ください



★日よけカバーは熱中症対策ひとつで、首筋を守るものです。

★カバーの表面はメタリックで日を反射し、裏地はポリマー繊維を使用しており、定期的に水に浸すことにより、水分気化による首筋を冷やし涼しく作業が出来る。

★費用については元請が全額負担

★小型ファンは体温が上がると汗をかき、蒸発する際の気化熱で体温を下げるメカニズムを活用した熱中症対策のひとつです。

★服に付いた小型ファンは、外気を取り入れ、身体の表面に大量の風を流すことにより、汗を気化させて、涼しく快適に作業が出来る。

★費用については、本人・事業主・元請が三分の一を負担

**【審査項目④】 《作業空間の確保》**

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一)



★一斉清掃の徹底、朝礼時の一作業一片付の実施の取組みを繰り返し取り組んでいる。  
★整理整頓は作業の安全、品質を確保する為の使用資機材・工具等の不要物の早期の搬出、使用する資機材等の所定の場所に使いやすく、収納することが出来た。

■ 施策(二)



★グリーマットを作業員一人ひとりが作業通路として確保する取組みを実施している。  
★通路は、作業所の共用部です。作業場所、詰所、トイレ等へのアクセスする大切な道として、安全性が確保出来た。

■ 施策(三)



★地下躯体工事に伴う作業時、酸素濃度の自動測定を行ない、電子掲示板で表示した。各業者の作業主任者が一日三回の電源のチェックを行ない、安全確保をした。

★酸欠等の安全に対する「見える化」を実践できた。

**【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》**

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

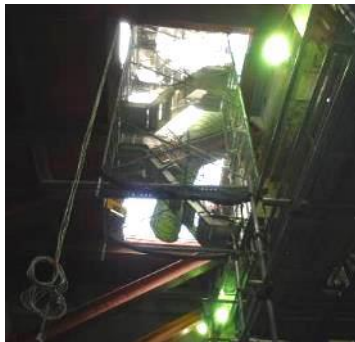
■ 施策(一)



★地下躯体の照明を増設した。

★地下躯体の十分な照度を確保でき、視界環境が良くなった副次の効果として、足元、手元の安全確保が向上した。

■ 施策(二)



★逆打ち工法を採用しての作業に伴い、酸欠・硫化水素災害対策の為、大型送風機を計画開口部に設置した。

★地下躯体の空気循環が大幅に改善されて、空気環境が確保された。

■ 施策(三)



★施工場所の周りに共同住宅が建っており、足場一面に防音シートを取付けている。

★近隣住民の皆さんからからの好印象を得ている。

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



★在来工法では型枠を組み、鉄筋を配筋し、コンクリートを打設、型枠を解体する作業が続く、多数の作業員が工事に従事します。人が作業する事に伴いリスクが高くなります。躯体にP C aの工業化は労力の大幅な削減になり、生産性の向上に繋がります。

■施策(二)



★長尺物の玉掛け作業の吊り荷を水平、垂直作業、反転作業をリモート操作で行なう事により、玉掛け作業者の労力の負担軽減になった。

★『建十くん』導入

■施策(三)



★鉄筋メッシュの使用により、現場での組立、配筋作業に伴う結束作業の手間が省け、鉄筋メッシュの組合せを考え、鉄筋運搬の重量の軽減を考慮しました。

★『ワイヤーメッシュ』導入

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一)



- ★ 通路の大きな段差には、箱型の養生を行ない、印を施した。
- ★ スラブ鉄筋配筋時、コンクリート打設時は、メッシュロードを敷いた。
- ★ 目線の高さからの注意看板を取付けた。

● つまづきのヒヤリハットが大幅に減少した。

■ 施策(二)



- ★ 建設業ストレスチェック対策のKY時における取組み
  - ・よく眠れたか
  - ・おいしく食べたか
  - ・体調はよいか
- ★ 効果として、日々のストレスが溜まる事がないように全員で取り組むようになった。

■ 施策(三)



- ★ 既製品のはしごは滑りやすく危険であるため、専用のアルミ製のはしごを独自に製作しました。
- ★ 効果として、突き出しのPCへの固定、突き出しの寸法の確保、昇降時の手すり、角度等が確保でき、軽量であり、運搬が楽で、作業員から好評です。



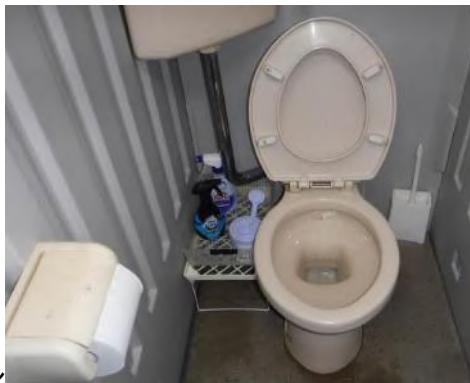
【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、  
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



男子トイレ



ウォシュレット

女子トイレ



洗面台



姿見



けんせつ小町室の鍵を  
一人ひとりに渡す

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください



★すべての詰所にエアコンを設置し、快適な休憩場所を確保しております。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください



★詰所はすべて禁煙室です。喫煙される方は、クリアーパネルの屋根付の喫煙所で休憩、一服をお願いしています。

★職長会メンバーが毎日の清掃、火気管理を実施しています。

・憩いの場所とコミュニケーションの場所を形成している。

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください



★職長会がシャワー室を管理しています。  
★利用する場合は職長会に口頭で申し込み、鍵を借り、終了時に鍵を返す。

★ほこりをエアーシャワーで取る。

**【審査項目⑫】 《健康・衛生保持のための施設、設備》**

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一)



★作業所の中にあるヘルメット置場と安全帯置場は殺風景です。作業の前後の爽やかな気持ちを確保する為に、壁側に白の仕切り鉄板を取り付け、花と飛んでいる蝶のシールを張り、掛ける金具には緑のテープを巻いた。

■ 施策(二)



★ぶらさがり器を設置。  
★作業員の方のラジオ体操以外の身体ほぐし。  
★ストレス解消。

■ 施策(三)



★デラックスレーザーチェアの設置と寝袋の常備。  
★癒しの場を提供、仮眠を取れる環境を整備した。

【審査項目⑬】《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



★作業員一人ひとりに鍵付きロッカーの使用を確保した。  
★鍵の管理等はそれぞれ会社の職長が行なっている。

■施策(二)



★自販機の設置。

夏は冷たく、冬は暖かい飲み物を用意しています。

特に、夏はOS-1を廉価で提供し、熱中症対策として取り組みました。

■施策(三)



★各業者の持込みを原則にしていますが、一人親方、少数人数作業、短期作業等の場合は共同で使用しております。

★入れ物に名札記入して持ち主を分かるようにする。職長会の管理です。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■ 施策(四)



★雨合羽などを足場や型枠支保工に掛けたり、置いたりしないように、業員の方に自由に利用していただいています。

■ 施策(五)



★洗濯機を使用する場合は口頭で職長会室に申し込みをする。  
★職長会で維持・管理している。

■ 施策(六)

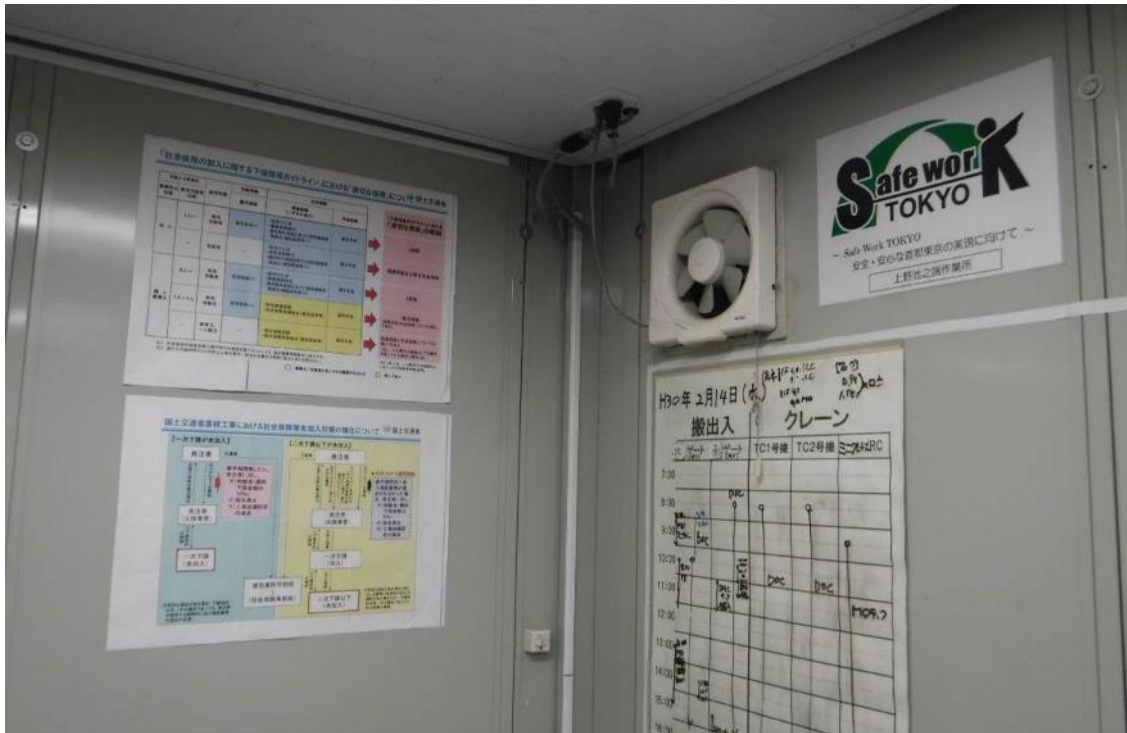


★作業所入口に姿見鏡を取り付けて、一人ひとりが鏡の前で指差呼称を実施しています。  
★保護帽はOK? あご紐はOK? 作業服はOK? 安全帯はOKか? 安全靴はOKか?  
・新たな気持ちで、一日の仕事の始まりを確認しています。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

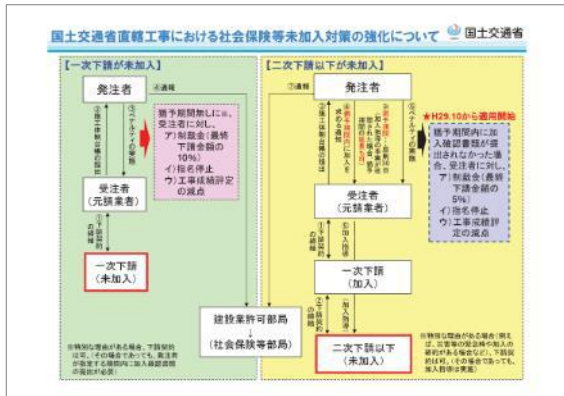
①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、  
について、ご記載ください



「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」について 国土交通省

作業する事業形態 事業所の 常用労働者の数	就業形態	労働保険		社会保険		『下請指導ガイドライン』における 「適切な保険」の範囲
		雇用保険	雇用保険 (いづれか加入)	医療保険 (いづれか加入)	年金保険	
個人	1人～ 業務労働者	雇用保険	雇用保険	協会けんぽ ・国民健康保険 ・国民健康保険連合会(建設労務等)	厚生年金	3保険
	— 役員等	—	—	協会けんぽ ・国民健康保険 ・国民健康保険連合会(建設労務等)	厚生年金	健康保険及び厚生年金保険
個人事業主	1人～4人 業務労働者	雇用保険	雇用保険	協会けんぽ ・国民健康保険 ・国民健康保険連合会(建設労務等)	厚生年金	3保険
	— 専業主婦・一人親方	—	—	国民健康保険 ・国民健康保険連合会(建設労務等)	国民年金	雇用保険 (労働保険と年金保険については個人で加入) 医療保険と年金保険については個人で加入 (注：一人親方は建設としての働き方としている場合に限り)

注1 年金手続希望度確認の運用要件の承認を受けることにより、国民健康保険連合会に加入する。  
注2 個人(注1、一人親方)が社会保険加入にあたっての特種事業主と併用。  
注3 週休完全労働者が20%以上の場合に該当する場合は事業主でも加入が可能な場合がある。  
注4 事業主に従業員を加入させる義務がある場合、個人で加入



★新規入場者教育時に、国土交通省「社会保険の加入に関する下請け指導ガイドライン」における「適切な保険」について説明しています  
★作業員名簿及び施工台帳で社会保険加入が未加入を確認した場合は、作業所の就業を中止して頂いております(退場処分)



【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)  
③加入周知の方法、  
について、ご記載ください



- ★新規入場者教育でポスターを利用して説明をしながら加入周知を実施している。
- ★平成30年3月15日に、作業所において全建総連の幹部の方に建退共の加入、促進の説明会の開催を予定しています。

【審査項目⑩】《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、  
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、  
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

① 2ヵ月ごとに東京建築支店から発信される「働き方改革に向けた時短施策」を上野池之端(作)においても水平展開し、取り組んでいる。

具体的な数値目標として、新入社員は1か月の上限を40時間と設定し、その他の社員は1か月の上限を70時間、繁忙期の社員は1か月の上限を80時間と設定している。

② 目標達成の為の取り組みとしては、毎朝、行動予定表に帰社時間を記入させ、見える化することにより、本人やチーム、上司、部下に時間を意識させることと、帰り易い雰囲気作りを図っている。また、隔週での土休は確実に実施し、1月に半休を2回取る為、休暇予定表に3ヶ月先の予定を立てている。

③目標に対する達成度としては、1か月の上限値を上回ることなく推移している。

**【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》**

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

・着工日が平成28年12月1日以前の場合

→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

・着工日が平成28年12月1日より後の場合

→着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年 12月	6	8	4(日)、11(日)、18(日)、23(祝)、25(日)、29、30、31(年末休暇)
平成29年 1月	7	10	1、2、3、4、5(年始休暇)、8(日)、9(祝)、15(日)、22(日)、29(日)
2月	6	5	5(日)、11(祝)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	5	5(日)、12(日)、19(日)、20(祝)、26(日)
4月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、29(祝)、30(日)
5月	6	7	3(祝)、4(祝)、5(祝)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	4	4(日)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、17(祝)、23(日)、30(日)
8月	6	8	6(日)、11、12、13、14、15、16(夏季休暇)、20(日)、27(日)
9月	6	6	3(日)、10(日)、17(日)、18(祝)、23(祝)、24(日)
10月	7	6	1(日)、8(日)、9(祝)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	6	3(祝)、5(日)、12(日)、19(日)、23(祝)、26(日)
12月	7	8	3(日)、10(日)、17(日)、23(祝)、24(日)、29、30、31(年末休暇)
平成30年	6	9	1,2,3,4(年始休暇),7(日),8(祝),14(日),21(日),28(日)

【審査項目⑩】 《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、  
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

定時退社のための環境整備としては、上野池之端(作)の所員全員が、「なんでも話せる環境づくり」を心掛け、毎日16時半から実施している終礼時に、所長自ら、所員全員にひとりひとり声掛けし、何かあれば発表する(帰社時間も含め)ことを促している。

■施策(二)

新入社員は1か月の時間外労働の目標を40時間として設定しているのので、週に1回所長がヒアリングを実施し、仕事、プライベートでの問題を確認し、必要に応じて相談に乗ることで、早く帰れる手段の策定に力を貸している。

■施策(三)



週2回のノー残業デーの日には、行動予定表の退社時間の記入後は、同欄へ看板を張り、退社し易い環境を整備している。

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください



★酸欠・硫化水素特別教育を実施した風景です

【審査項目⑳】《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一)



★職長の方が、現場の中の不具合な箇所、不具合な状況をよく知っている。職長同士のパトロールを通じて危険の芽を共通するように認識をして、取り組んでいる。

■ 施策(二)



★安全大会時の表彰風景です。  
★月一回の安全大会開催時、全国安全週間時、全国労働衛生週間時に表彰を実施している。  
★表彰することは、作業員の方にやる気を起させると同時に、災害防止活動への関心の意識を育てる効果があります。

■ 施策(三)



★AEDの使い方の講習風景です。  
★修了者のヘルメットに貼るシールで「見える化」の工夫をしました。

【審査項目①】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



★仮囲いは第三者の皆さんとの境界線になります。常に花が咲き、蝶が飛んでいる明るさをイメージに作り、一味違う仮囲いを工夫しました。

■施策(二)



★作業所出入口横に花壇を設置して、ハイビスカス、山茶花を植え、四季を感じる環境を整備しました。毎日、通行される一般の方へ花を植えることの心の癒しとAED設置作業所として、建設業のイメージアップの取組みとして実施しました。

■施策(三)



★つり好きの職員・職長・作業員が参加して、和気あいあい楽しく過ごしている。  
★作業所の中でみんなが気楽に話し合いの出来る雰囲気づくりに役立っている。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	2
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 

13
----

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	2
⑬	最大6	4
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	2
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 

22
----

総合計: 

35
----

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

・⑦(二):「作業空間や作業方法についての取り組み」には該当しないと判断し、加点なしとしました。

・⑫(一):「健康・衛生保持のための施設、設備」には該当しないと判断し、加点なしとしました。

・⑬(三)(四):「家庭用電化製品の設置」は複数種類の設置でも加点は1ポイントのみとしました。

・⑱:具体的な施策としては不十分と判断し、加点不可としました。